

国営土地改良事業計画変更取扱要領

昭和40年12月20日付40農地C第389号(技)
最終改正 平成30年3月30日29農振第2256号

各地方農政局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

} 殿

農林事務次官

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定による国営土地改良事業計画の変更は、同法、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより処理するものとする。ただし、土地改良法施行令第50条の2の6に規定する事業のうち草地開発事業についてはこの限りではない。

第1 次に掲げるいずれかの場合に該当する地区は、あらかじめ変更計画書（案）を作成し、その内容について別に定める農村振興局計画変更審査委員会の審査を経るものとする。

(1) 事業施行に係る地域について次に掲げる場合

(ア) 受益面積（農地造成事業にあっては造成農地面積とする。以下同じ。）の増又は減が5%以上（受益面積の増又は減が10haに満たないものは、この限りではない。）となる場合。ただし、市町村特別申請事業にあっては、土地改良法施行規則第61条の9の4第2号に定める事項に該当する場合とする。

(イ) 事業目的別面積又は、造成農地の利用区分別面積のそれぞれの増減が10%以上となる場合、及びその位置が著しく変動する場合。ただし、それぞれの増減が30haに満たないものは、この限りでない。

(2) 主要工事計画について、平成18年9月25日農林水産省告示第1272号（土地改良法施行規則第38条の2等に規定する主要工事計画等であって農林水産大臣が定めるものを定める件。以下「告示」という。）第一号（一）ア（ア）から（エ）まで、（二）ア（ア）及び（イ）、（三）ア（ア）及び（イ）、（四）ア並びに（五）アに掲げる変更が行われる場合

(3) 土地改良施設の管理を行う地区の場合にあっては、管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係るものであって告示第二号に規定されているものについての変更が行われる場合

(4) 事業費であって告示第三号及び第四号に規定されているものについての変更が行われる場合

(5) 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付元構改D第532号）等の通知に定められている事業計画の変更が行われる場合

第2 変更計画書は土地改良事業計画書の様式に準じて作成するものとする。

第3 国営土地改良事業計画の変更に係る細部運用については、この要領に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。